

Title	一九八〇年代以降の教育政策と「自由化」論
Author	細井, 克彦
Citation	人文研究. 48 卷 9 号, p.57-74.
Issue Date	1996
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

一九八〇年代以降の教育政策と「自由化」論

細井克彦

はじめに

本稿では、一九八〇年代以降の教育政策から、特に臨時教育審議会（以下、臨教審）の答申を中心に分析し、その展開過程を踏まえて、これからの課題を検討する。一九八〇年代は、一九七〇年代前半の高度経済成長の終焉とその後の社会の構造変化をうけて、「戦後政治の総決算」を掲げて登場した中曽根内閣による行政改革の推進に発して「改革の時代」ともいわれた時期である。教育改革もその例外ではなかった。臨教審の設置をはじめ、政策形成過程もそれまでとは違ってきているが、わけでもそのもとで教育改革理念として「自由化」論が提唱され、新たな政策展開の様相をみせている。そして、一九九〇年代になると、ソ連・東欧などの従来型「社会主義国」の崩壊、あるいは国内政治の変化、保守一党支配の動揺・再編という事態を迎え、しかも深刻化する社会と教育の関係の矛盾およびそれを反映した教育現場の困難に向けて、教育政策の動向が注目されている。

本論では、一九七〇年代半ば以降にみられる教育政策の転換を構造的に特徴づけ、続いて臨教審答申を中心とした教育改革政策の構図と特徴を検討するとともに、「自由化」論に焦点を当ててその後の展開を整理して、一九九〇年代の教育政策の新たな動向を概観しながら、これからの課題を考察する。

一 一九八〇年代以降の教育政策の構造的特質

一九七〇年代前半のオイル・ショックにはじまる高度経済成長の破綻とその後動向は、日本社会の構造的な転換を決定づけ、一九八〇年代以降の政策形成に重大な影響を及ぼした。その第一は、日本をめぐる国際環境の変化である。世界第二の経済大国化した日本に対してアメリカをはじめ先進諸国から「国際貢献」を迫られた。なかでも日本の経済力を増強した科学技術分野での「国際貢献」を強く求められたことである。経済発展における科学技術の役割を重視した先進諸国は、科学技術振興を政策課題とするとともに、欧米の基礎科学を応用して経済発展した日本に対して「基礎科学ただのり」批判を展開し、科学技術分野での「国際貢献」を要請したのである。第二に、国内における企業社会の形成・確立とそれまでの産業構造・就業構造等の転換である。一九六〇年代ころからの企業社会の形成は、高度経済成長の破綻とそれへの素早い対応を通して、財界を中心とした権威的秩序をうち立て、国家と社会の支配を確立した²⁾。財界は高度成長を支えた重化学工業から情報・知識産業を軸とする産業構造への転換を図り、減量経営に踏み切って企業秩序への同調的競争を強い、いち早く日本経済を立て直すことに寄与したことから、その権威を確立したのである。国の政策形成においても財界の要求が優先的に重視されることになる。第三に、国の教育政策の転換である。戦後の国の教育政策は一九五〇年代はじめに大きな転換を迎えてのち、一九六〇年代には経済審議会答申を機に能力主義的政策のもとに新たな様相が現れて、

一九七一年の中教審査申、いわゆる「四六答申」において集大成されるが、本答申は翌年に日本経済調査協議会『産業社会における人間形成』によって批判される^③。その後、経済成長の転換期を通して財界の政策形成における位置が大きくなるにつれて、教育政策上の変化が顕著になる。これまでの国家主導の政策形成理念に転換がみられるだけでなく、実体的にも初等・中等教育中心から高等教育に重点が移行し、高等教育の改革から初等・中等教育へと及ぶ動向が出てくる。その転機となるのは一九七五年前後である。

この時期に、高等教育に関する重要な政策が出される。一つは、国の高等教育計画の導入である。一九七二年に高等教育懇談会が設置され、高等教育計画が策定される。そこでは大学の大衆化をめぐって、当初は拡大基調をとる方向を示していたが、計画では大学・短大への進学率およびその新增設の抑制策がとられる^④。二つ目には、私立学校振興助成法の成立である。これを契機に私立大学に対する国の助成が本格的に行われるようになる一方、私学におけるいわゆる水増し定員の抑制が図られる。三つ目は、専修学校制度の創設である。従来の各種学校を制度的に整備し、一条校の外に専修学校を設けたわけである。専修学校専門課程すなわち専門学校が、高校卒業後の進路として新たに設定され、大学・短大以外の高等教育機関とされたのである。これらの政策によって、国家統制的な機能が強くなった側面も出てきたことを見逃せないが、より大きくみれば市場経済のもとでの競争原理に政策理念が転換されたことである。

これらの政策展開のなかで、一九七六年から大学・短大への進学率が減少し、それに代わって専門学校への進学が伸びを見せはじめるようになる。大学・短大の抑制策を契機とするこの変化は、高校以下の教育にも重大な影響を与えるようになった。大学等をめざす進学競争が激化しただけでなく、高校以下の学校での「閉じられた競争」^⑤が深刻になったのである。私立の小・中・高等学校が一種のブームとなり、進学実績を積むことを通

して評価される一方、公立学校がその地盤を低下させることになる。政府・文部省は、このような現実をいわば既成事実として追認し教育の「自由化」論を軸とする政策展開を本格的に行うために、一九八〇年代になると臨調行革に続いて臨教審を設置し、教育改革政策を推進したのである。そして、教育政策の転換を明示的な形で行う舞台として、政策形成過程における臨教審をはじめその後の各種の審議会（大学審議会、生涯学習審議会、第一四、一五期中教審ほか）、調査研究協力者会議等の多用を通じてその「権威」を利用してこれまで以上にトップダウン方式を強めるといふもう一つの特徴がみられるようになるのである。

二 臨教審の教育改革政策の特質とその展開

(1) 臨教審の教育改革政策の特質

臨教審は四次にわたる答申をもって終了した。答申の内容は、教育の理念・目標をはじめ、社会との関係システムの転換を迫るものであるから、教育改革政策として把握されよう。そこでまず、臨教審の教育改革政策の構図を概括する。

臨教審の設置にいたる過程では、「戦後教育の見直し」が掲げられ教育基本法の「改正」も対象になっていたが、「臨時教育審議会設置法」では「教育基本法に精神にのっとり」と明記され、ひとまず明文改正は避けられた。しかし、「教育基本法の精神」として「伝統文化の継承」「日本人としての自覚」を盛り込むなど独特の解釈をしている。そして、教育改革理念をめぐっては、教育の「自由化」論争がたたかわされたが、第一次答申では「個性重視の原則」と言い換えられ、これが今次の改革で最も重視されるべき原則として提唱された。ところで、行政改革における「自由化」が規制緩和や民営化を通じて財政の流れを変えることにねらいがあったが、その流れ

をくむ教育の「自由化」論も社会システムとの関係では公教育費の流れを組みかえることを目的としており、「個性重視の原則」にはこの考え方が矛盾を含みながらも生きている。臨教審は、この教育改革理念のもとに、第二次答申で改革の方向として「生涯学習体系への移行」と国際化、情報化、成熟化等の進展による「変化への対応」などの政策課題を提案した。

教育改革理念としての「個性重視の原則」とは、従来の日本の教育の病弊とされる画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、「個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則」を一体のものとしてとらえられている。そして、「個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも意味している」とし、各個人の個性という意味だけでなく、相矛盾する内容を含んで多義的に用いられることである。また、「自由は、重い自己責任を伴うもの」とされ、「選択の自由の増大する社会」での「責任の増大」が強調されている。これらの点を踏まえて、二一世紀のための教育の目標をまとめると、①ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、②自由・自律と公共の精神、③世界の中の日本人、となるとしている。教育基本法の教育の目的とは独自のスタンスをとる教育の目標の設定であるが、教育改革理念から教育の目標が導かれているといえよう。「個性重視の原則」というのは広い意味合いを含んで用いられているが、その方法的な理念として教育の「自由化」が位置していると肥握される。そして、改革の理念としての「自由化」論は、規制緩和、民営化、「(教育機会の) 選択の自由」等を通じて「選択の機会の拡大」を図ることが重要とされる。したがって、本論では、「自由化」をひとまず規制緩和等とはば同義のものと考えて臨教審答申の構図のなかに位置づけることにする。⁶⁾

つぎに、教育改革の方向として提示された「生涯学習体系への移行」と「変化への対応」という視点を軸に臨教審の政策課題について整理しておく。まず、第二次答申は「生涯学習体系への移行を主軸として、学校中心の

考え方を脱却し、二一世紀のための教育体系の総合的な再編成」を提案した。この改革は、明治期の「第一の教育改革」における義務教育体系の創設、戦後改革期の「第二の教育改革」における学校教育体系の拡充・改革・再編成に匹敵する、「第三の教育改革」と位置づけられる。そして、このような課題の重要性として、①学校教育体系の肥大化に伴う弊害、とくに学歴社会の弊害の是正、②学習意欲と学習需要の新たな高まりと多様な新しい教育供給体系の登場が指摘される。また、教育体系の再編成のために「新しい柔軟なネットワークの形成」を求め、四つの方向を提示している。①人間のライフステージ別の多種多様な学習・教育、②家庭教育、学校教育、社会教育等の人間形成に対する相互補完的な役割、③官民、国地方の間の役割分担の見直し、④歴史的伝統を再発見し、日本の特質を生かした生涯学習体系の構築、である。そのなかで、社会教育法の見直し、各省庁所管の教育関連施策の総合的な見直し、企業内教育の再評価など、臨教審ならではの提起が行われている。⁷⁾「生涯学習体系への移行」という観点からは、生涯にわたる学習機会の整備、家庭・学校・社会の連携、家庭の教育力の回復、自主的な学習活動の促進、生涯職業能力開発の総合的な推進などを、さらに第三次答申で価値の多元化、生涯学習の基盤整備について提言した。

臨教審答申は、「変化への対応」というもう一つの視点から、教育が時代と社会の変化に積極的かつ柔軟に対応することを求め、なかでも「国際化」と「情報化」への対応を重要な課題としている。日本の「経済大国化」という認識とともに、これまでの「追いつき型近代化」の終焉という独特の歴史観をもとに、「国際社会への貢献」に責任をはたす「新しい国際化」の時代に入ったとされる。その具体的な課題として、帰国子女や海外子女への対応、留学生の受け入れ、外国語教育の見直しなどを提起している。また、科学技術の進展、とくに情報技術の飛躍的な進歩を軸とした産業構造の転換政策に沿って、「情報化」に対応した教育の改革が強調される。そして、

初等中等教育などでの情報活用能力の育成、高等教育などへの情報手段の活用と人材の養成、さらに情報化社会型システムの構築、情報環境の整備などを提案した。

(2) 「自由化」論を中心とする政策展開

教育の「自由化」論は、特に中等教育と高等教育の分野において重要視されている。そのすすめ方の基本については、臨教審の第四次答申において「大胆かつ細心な規制緩和、教育における自由・自律・自己責任の原則の確立および多様な選択の機会の拡大という基本的な考え方に立って進めなければならない」とされる。そのもとに、大学設置基準及び学習指導要領等国の基準の見直し、私立小・中学校設置の促進、国地方の役割分担の見直し、民間教育事業の新しい役割、官民の新しい役割分担と民間活力の導入、教育財政の合理化・効率化などの課題が提起されている。中等教育と高等教育の分野では「多様な選択の機会の拡大」のために、その「多様化・個性化」を政策課題としてさまざまな行政手段をとって展開されている。

中等教育及び高等教育は、再編の新たな階段を迎えている。前期中等教育に当たる中学校教育については、一九八九年の学習指導要領の改訂で習熟度別学習編成、選択教科の導入が提起され、教育課程の多様化の方向が打ち出された。また、後期中等教育については、臨教審がその多様化を提起して、現行の中学校教育と高等学校教育を統合した六年制中等学校、履修形態の多様化を図る単位制高等学校の設置をはじめ、高校入学者選抜方法の多様化、高等学校の多様化・個性化、職業高校と専修学校の再編等を提示していた。さらに、高等教育の多様化・個性化は、臨教審の最重要課題とされ、その突破口として大学設置基準等の規制緩和が位置づけられてきた。ここでは、後期中等教育の再編動向を中心に公立高校の問題について概観しておきたい。

中等教育の多様化という点からすると、中高六年一貫制教育を行う私立学校の存在が中学校教育の多様化への

インパクトとなってきたが、後期中等教育においても、六年一貫制の私立学校とともに大学進学実績で有利とみられる私立高校が公立高校よりも優位になる現象が臨教審などの論調にも促されて一九八〇年代を通じて進行した。後期中等教育の多様化政策は、一九六〇年代にも労働力需要に見合った職業的専門分化の要請に対応して多様な職業高校を設置する形ですすめられたが、現在の政策はいくつかの点で新たな様相を示している。まず、社会的分化の要請に即応する形ですすめられた一九六〇年代の多様化政策は、諸個人の能力との矛盾もあり弊害が大きかったことから、まもなく社会的分化と諸個人の能力・適性との調和への展開が図られた。しかし、諸個人の能力・適性の差を多様化政策の根拠としたことによって一元的な能力主義が助長されたことはよく知られている。⁸⁾この多様化政策の隘路にアプローチしようとしたのが、後に述べる第一四期中教審である。また、臨教審の多様化政策は、制度的規制の緩和、教育課程上の基準・規制の緩和・弾力化、入学者選抜制度の自由化などによって、高校制度の柔軟化・流動化を図ることで推進されており、各学校に一定の自由度・裁量権を与えることにより、高度成長期とは違って、生徒の急減期を迎えた高校間の生き残りをかけた生徒獲得に市場原理を働かせることによってすすめられている。そして、特徴的なのは、職業高校だけでなく、公立の普通高校の多様化・個性化が推進されていることである。さらに、高校制度の枠内での多様化では限界があるとして、専修学校・各種学校の役割や機能に注目し、その制度的な柔軟化によって職業高校との競合を図る提案も行った。高校教育の多様化をすすめる上で、入学者選抜制度の「自由化」が大きな位置をしめていると思われるので簡単にみておこう。

高校入試制度の改革に大きな影響を与えたのは、文部省の高等学校入学者選抜方法の改善に関する検討会議の「高等学校入学者選抜方法の改善について」（一九八四年六月）とそれに基づく学校教育法施行規則の改訂及び文部省通知である。これらによって、各都道府県で長年おこなってきた同一時期同一問題による学力検査をやめて、

各高等学校・学科等による選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化や受験機会の複数化が可能になった。臨教審第三次答申でも、この方向は基本的に引き継がれ、第一四期中教審の「新しい時代に対応する教育改革（答申）」では文部省の「新学力観」に基づく調査書の重視や推薦入学の推進を推奨している。また中教審答申を受けて、二年後に高等学校教育の改革の推進に関する会議（「高校教育改革推進会議」）が設けられたが、その第三次報告で入試改革の目標を改めて明らかにし具体化への方策を示すとともに、文部省通知で高等学校入学者選抜のための業者テストの廃止をはじめ高校入試改革の具体化への徹底を図った。また、入試改革とも関わって通学区域の変更もなされた。例えば、京都府の場合には、戦後の高校三原則の基本を成した小学区制をほぼ維持してきた数少ない府県の一つであったが、一九八五年の高校制度改革の際にこれを廃止し、通学区・通学区を設定して、各通学区に数校を配置し、しかも各高校普通科に類型（「学力向上コース」「個性伸張コース」「標準コース」）を設けて、生徒に通学区内の高校・類型を選択させる方式に変えた。これによって、中間上部階層の教育要求を満たしたはしたが、同一高校内に格差を生み出すとともに、公立高校間の格差が大きくなり、公私立間の格差も構造的なものとなった。

三 一九九〇年代の教育政策とこれからの課題

(1) 一九九〇年代の教育政策

一九九〇年代になると、先にみたように、第一四期及び第一五期中教審答申、「高校教育改革推進会議」の報告、あるいは文部省の「新学力観」の登場ともあいまって中等教育の改革も新たな展開を見せている。また、大
学審の答申及びそれに基づく一九九一年七月の大学設置基準改訂は高等教育の「自由化」にとって大きなインパ

クトを与えている。そこで、高校制度の再編動向及び大学を中心とする高等教育改革の状況を概観して、教育の「自由化」論の到達点とその問題を点検する。

高校制度の再編動向 第一四期中教審は、審議経過の概要で従来の文部省の諮問機関にはない大胆な提言も行ったものの、答申段階では平凡なところに落ち着いたが、発想の転換も見られるので、若干の検討をしておきたい。答申は、日本における産業の成功因は教育にあるとし、教育における「平等」と「効率」の概念の転換を試みることによって、教育改革の目標にすじ道をつけている。教育において平等と効率は相矛盾する概念であるが、日本の教育は「平等と効率を両立」している世界でもめずらしい国だという。その理由を、学校間の「格差」あるいは「序列」によっていると主張している。学校間の「格差」や「序列」は、「日本の教育の病理の最大の問題点」であるが、平等への欲求と効率性の維持に役立っている「便利なシステム」であるというのである。そして、「効率」と「平等」のよさは教育制度だけでなく、日本の企業社会の構造とも照応しているとし、このバランスを失うことなく、同時に負の側面を緩和することが、教育改革の目的だとしている。そのためには、「たとえある程度経済的に非効率になっても、教育的に効率的な方が良いのだと考えるべきなのだ」とし、具体的には、選択の幅を広げ、移動をもっと自由にし、コースの取り替えの可能性を拡大し、寄り道してゆっくり成長する者にはその自由を与えることを主張している。これは、「評価尺度の多元化・複数化を通じて、『学校歴』に対する意味のない意識から人々を解放し、『個』を尊重した社会意識を広く形成する」ことをめざし、「タテ並び一直線の競争から「ヨコ並び多選択型競争」への転換を図る中教審の教育改革の目標とも重なっているが、一九六〇年代の経済に従属した教育の多様化政策を批判して、新しい多様化政策を提唱したものと理解される。

高校教育改革の視点としては、①量的拡大から質的充実へ、②形式的平等から実質的平等へ、③偏差値偏重か

ら個性尊重・人間性重視へをあげ、②では、生徒の「個性に応じた実質的平等」を実現するために、「学校・学科や教育内容等について多様な選択ができるシステム」の形成が重視されている。高校制度改革では、①普通科と職業学科とを総合するような新たな学科（「総合学科」）の創設、②新しいタイプの高等学校の奨励、③四年制高等学校、④高等専門学校分野の拡大等を課題とした。ほかに、技能連携を含む高校間の連携や学校・学科間の移動、教育上の例外措置などについても提案された。

高校制度の新たな再編は、一九八〇年代からすすんでいる。臨教審の提案した単位制高校や国際化・情報化に対応した「新しいタイプの高校」、特色ある学科・コース等、また中教審の総合学科などの新しい種類の学校・学科等の新設ないしは既存の普通科高校や職業高校（現在は専門高校）の改組によってすすめられており、その様相を大きく変えている。一九六〇年代とは違って、能力・適性等の多様化した生徒の実態に対応して、学校・学科等の多様化・個性化を図り、生徒の学校選択の機会を拡大するということであるが、その編成原理は制度上ないしはカリキュラム上の特色化・多様化であり、偏差値による序列的ダイナミズムの働く現状では「多層化」になる可能性が強いといわざるを得ない^③。

「生きる力」と「ゆとり」をキーワードに「学校のスリム化」を軸として学校・家庭・地域社会の連携を提言した第一五期中教審第一次答申は、「過度の受験競争」を子どもたちの「ゆとり」を奪う大きな要因ととらえ、これを取り除かなければ「生きる力」もはぐくまれないと述べているが、その具体策は第一四期答申の域を出さず、問題を先送りしている。

高等教育改革の現況 大学審議会は文部大臣の「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」の諮問を受けて、つぎつぎに答申を発表し、現在の高等教育政策の基本を形成してき

ている。これまでに一八件にのぼる答申や報告を公表しているが、その内容は、大学院・学位制度に関するもの、大学教育、短期大学教育、高等専門学校教育や学位授与機構の設置に関するもの、高等教育計画、大学教員の採用、大学教員の任期制及び組織運営に関するものなど多方面にわたっている。なかでも、一九九一年に出された諸答申とそれに基づく大学設置基準等の改訂は、高等教育の「自由化」の引き金になったといえる。そして、「平成五年度以降の高等教育の計画的整備について」の答申は、政府・文部省の高等教育政策の全体的計画を示している。そこでは、これからの整備の方向として、①高等教育を高等学校卒業後の多様な教育形態を含む広い意味のものとして把握し、②大学・短期大学については、量的拡大よりも質的充実を図ることを上げ、質的充実については、①創造性豊かで時代の変化に対応し得る能力の育成を図る教育機能の強化、②世界に伍して発展するとともに国際社会に貢献するための世界的水準の教育研究の推進、③リカレント教育等の多様な学習需要に対し学習機会を提供するための生涯学習等への対応を提示している。現在の高等教育改革もおおむねこれに従って推進されている。

ところで、現在の高等教育政策において「教育研究の高度化」を図る大学院の重点整備と弾力化が最重要課題となっている。まず、量的拡充の目標として学生数で二〇〇〇年までに一九九一年度の二倍化の計画が立てられ、そのための教員配置、組織、予算、施設・設備等の整備がすすめられている。そして、従来の学部・大学院の積み上げ方式に加えて、独立大学院大学、各種の独立研究科・専攻、連携大学院、昼夜開講制ないし夜間大学院など、設置の形態や教育の方法の特例によって、大学院の多様化がすすんでいる。さらに、大学院の目的規定の改定、入学資格や修業年限の弾力化等の措置も取られている。大学院の全般的な整備のなかでも、特定大学・学部の大学院重点化によるセンター・オブ・エクセレンスの形成が重要な政策課題となっている。

高等教育の多様化・個性化を図るために、学校教育法をはじめ、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準が改訂され、また、専門学校を含めた再編成が実施されている。設置基準の改訂で、国の規制が緩和され、高等教育機関の自主性・裁量権が拡大されることになったが、同時にそれに対する自己責任の確立を求められている。大学設置基準の改訂を例にとれば、基準の大綱化と自己点検・評価の制度化、生涯学習への対応が主な内容である。まず、基準の大綱化によって、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分の廃止、履修条件及び卒業要件での科目区分の撤廃、単位計算方法の弾力化などの主としてソフト面での簡素化が図られ、各大学・学部はそれぞれの教育の理念・目標に従って教育課程を編成できるようになった。これに対して、学部・学科制や講座制・学科目制などの制度面は残されており、また施設・設備等については定量的規制は残されている。この改訂を契機に、教養部・一般教育課程の改組がすすみ、学部・学科の新設・改組も行われているが、これらの制度再編がスクラップ・アンド・ビルドによる人員の再配置で推進されていることは周知のところである。また、これらの改革を通じて、大学の種別化と序列化がすすみ、高度な研究機能を効率的に集中した研究大学と職業教育や教養教育を中心に行う大学に分極化している。ところで、基準の緩和によって教育研究の水準が低下しないために、大学の自己点検・評価の制度化を義務づけたのである。大学の自己点検・評価は、大学の自主性を確立するための機能を果たす場合と大学に対する統制的な機能を果たす場合の二面性があるとされる。しかし、大学への制度化の過程やその後の状況を見ると、後者の側面が強く現れているようである。

また、組織運営についても、教員人事の流動化を図る諸施策とともに、学長のリーダーシップの強化とそのための体制の確立、教授会の形骸化につながりかねない専門委員会等の設置とそこへの権限委譲、さらに大学教員の選択的任期制の導入などが提案され、実施に移されてもいる。大学の自治に踏み込んで、大学運営に企業経営

方式を取り入れ、競争原理が働きやすいように、効率的再編がすすめられている。

高等教育財政のあり方が現在の大学改革に大きい影響を及ぼしている。一九八〇年代の行政改革の一環として高等教育に対する公財政支出にもゼロ・マイナスシーリングの枠がかけられ、一〇年間に及んで大学予算は全体的に抑制されてきた。そのため、大学の施設・設備等は老朽化、陳腐化、狹隘化し、研究教育条件を極度に劣悪化させた。臨教審第三次答申は、高等教育財政に対する公財政支出の増額とともに、高等教育機関への資金の多元的導入を推奨し、自主的な財政基盤の強化を求めた。これは一方で大学を「経営体」としてとらえたこととも相まって、その自己努力によって大学の経済的基盤の整備を図らせるために、各種の規制を緩和し、民間等からの外部資金の導入に道を開いた。一九九〇年代になって、高等教育財政への公財政支出の削減によって研究教育基盤の衰退が社会問題化され、国からの大学予算は多少の増加をみたが、高等教育財政の構造は大きく変わっている。国立学校特別会計に占める国からの予算比率は傾向的に減少しており、また国の私立大学助成も減少傾向で、その内容も経常的経費を中心とした一般補助よりも特別補助の比率が上昇している。逆にいえば、大学は予算の運用の工夫をし、しかも外部資金の導入の方途を探らざるを得ない。しかも、国の予算は重点的・効率的な配分がなされるので、国立大学間でも格差化がいつそう拡大している。私立大学でも、学費の値下げや受検料収入等の確保を図るとともに、寄付金や事業収入等による経営基盤の確立に従事せざるを得ない状況である。大学の財政の自主性の拡大がいわれるが、受益者負担と民間等の外部資金などによる自己責任に委ねられた形で大学の財政自主権を確立できるかどうかは疑問である。

(2) これからの課題

一九八〇年代以降の教育政策を振り返って明らかかなことは、高度成長期に確立した戦後の社会・経済システム

の転換が求められるなかで教育のあり方も根本的な見直しが行われていることである。しかも、特徴的なことは、日本型企業社会のゆらぎの兆しがみえてきたことから、その新たな打開を図るべく財界の政策形成への関与が積極的であり、政府の教育政策に対して強力な影響力を行使していることである。財界が独自の政策形成機能確立し、政府の審議会に向けて活発な提言活動を行ってきたことはよく知られているが、同時に臨教審はもとより文部省の各種の審議会等にも周到に人材が配置されている。これに対して、文部省の教育関係審議会への教育現場からの参加はきわめて乏しい状況であり、しかも審議状況も十分に公開されているとはいえず、ヒヤリング、公聴会が開かれたとしても限定的である。¹¹⁾教育政策形成過程における教育現場や地域住民からの意見反映（参加）の筋道をつけることは重要な課題である。

教育の「自由化」の有力な手段となっている規制緩和には、二つの側面がある。一つは法的・制度的な規制を緩和して各教育機関の自主性、自律性を拡大する側面であり、もう一つは公教育費の削減、受益者負担、市場経済の導入を図り「自己責任の原則」を確立させる側面である。このような規制緩和を市場競争の原理が強く働いている現状で教育分野においてどんどん進めることが、真に教育の自由化につながるかどうかは十分な吟味が必要である。同時に、規制緩和のすすんでいる分野とそうでない分野があることも見落としてはならない。規制緩和がすすんできた分野については若干検討してきたが、それでも例えば、文部省は大学改革の原則を「規制緩和」と大学の自己責任」といつているが、設置基準を緩和したものの、許認可行政等を通じて文部省の「窓口指導」での規制がむしろ強くなっている面があるし、また市場経済のもとでの効率化や序列化の原理からの新たな規制も加わっている。しかも、大学が自己責任を果たすための予算面での制約はもとより強く、財政自主権も認められていない。一方、教育政策全体からみると、選択の機会の拡大や教育機会の選択の自由が強調されるとはいえ、

学習指導要領や教科書検定等での教育内容統制の面の規制緩和はほとんどすすんでいない。そして、制度面や条件整備面での規制緩和がすすみ、逆に重点化・効率化により格差構造がいっそう明らかになっており、その是正こそ求められる。経済同友会によって「学校のスリム」化が提唱され、第一五期中教審第一次答申でもそれがキーワードの一つになっており、あるいは「生涯学習体系」政策のもとで学校教育の相対化がすすんでいるが、公教育制度としての学校の役割、その前提としての公教育とは何かがあらためて問われている。

戦後教育の出発点において、教育の力で日本の社会に平和と民主主義を築き、人間性・人格・個性の確立を図ることが政府と国民の誓いであった。戦後五〇年を経た現在、政府の教育政策においても画一性から創造的・個性的な人材養成への転換を求め個性重視が強調されているが、個別化⇨差異化された個性にとどまらず、普遍的な人間性に立脚した豊かな才能を持った個性の育成、民主的な人格の形成が政策課題になる必要がある。人間性の尊重は戦前・戦中を振り返るまでもなく、今日にあっても平和や民主主義の前提でなければならぬ。これからの教育政策は、もう一度この立脚点を踏まえて、教育の現実の矛盾と困難を直視することなしに、いかに未来志向型を誇ってみても空虚であり、教育問題の解決にはつながらないであろう。戦後日本の教育は、戦後改革期の一時期を除いて、政治や経済からの要請をあまりにも強く受けすぎ、教育の独自の課題が果たされるどころか、むしろ「社会的要請」によって押し込められ、いじめ・自殺、学歴・受験競争の過熱、管理主義教育、登校拒否、不登校などの深刻な教育問題を山積してきた。現在は社会と教育の関係構造を組みかえ、新しい教育制度の創出に向けて教育の改革がすすめられている転換期であるから、人間発達の課題を解決するにふさわしい教育制度の確立とそれを可能とする教育政策が求められる。そして、そのような政策を担い推進する社会的な力の結集が必要とされる。

〈註〉

- (1) 細井克彦「第三期…一九八〇年代以降 自由化傾向と『五五年体制』の動揺―臨教審答申を中心に―」(日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報第三号』、八十年代出版、一九九六年六月、一二二頁)。
- (2) 渡辺 治「現代日本社会の権威的構造と国家」(藤田勇編『権威的秩序と国家』、東京大学出版会、一九八七年)など参照。
- (3) 主な批判の論点は、「四六答申」に生涯学習の観点が弱いということ、及び教育における国際化の視点がな
いということである。
- (4) 黒羽亮一『戦後大学政策の展開』、玉川大学出版部、一九九三年三月、一〇八頁。
- (5) 久富善之『競争の教育』、労働旬報社、一九九三年二月、によれば、一九四五〜五九年の戦後復興期「抑
制された競争」、一九五九〜七四年の高度成長期「開かれた競争」、一九七五年以降「閉じられた競争」
と特徴づけられる。
- (6) ここでいう「自由化」は、liberalization ではなく deregulation のことである。
- (7) 臨教審はいうまでもなく内閣総理大臣の諮問機関であるから、文部省以外の官庁等の教育関連政策の調整
機能を果たした。生涯学習政策はその好例である。
- (8) 乾彰夫『日本の教育と企業社会』、大月書店、一九九〇年二月参照。
- (9) 佐野正彦「中等教育の多様化のねらいと問題点」、大阪教育センター『おおさかの子どもと教育』一九九
三年一月。
- (10) 最近は、情報開示請求などの動きもあり、大学審も部会の審議要旨を公表しているが、議事録ではない。

(11) 一九九〇年代になって政府の教育政策のなかに教育運動の側によって主張されてきた要求が取り入れられるようになるといった変化がみられる。第一五期中教審第一次答申でも「生きる力」などは典型的であるが、その使われた方は独特なものであるといえ、それを使わざるを得なくなるほどに政策側の矛盾が深刻であることを示している。しかし、国民の教育要求が政府の教育政策に正当に反映されるルートが保障されているわけではない。